

第百十二回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号

昭和六十三年四月二十一日(木曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 竹中 修一君

理事 近岡理一郎君

理事 戸塚 進也君

理事 宮下 創平君

理事 竹内 勝彦君

理事 新井 将敬君

理事 石川 要三君

理事 河野 洋平君

理事 虎島 和夫君

理事 森下 元晴君

理事 五十嵐広三君

理事 角屋堅次郎君

理事 井上 和久君

理事 川端 達夫君

理事 柴田 睦夫君

出席国務大臣

国務大臣 (内閣官房長官)

小淵 恵三君

出席政府委員

内閣総理大臣官

房外政審議室長

内閣総理大臣官

房管理室長

内閣総理大臣官

房参事官

外務省アジア局

委員外の出席者

議員 角屋堅次郎君

議員 新飯田 昇君

議員 大澤 利貞君

委員の異動
四月二十一日

辞任

河本 敏夫君

宮里 松正君

武藤 嘉文君

大出 俊君

広瀬 秀吉君

同日

辞任

新井 将敬君

佐藤 信二君

虎島 和夫君

緒方 克陽君

中沢 健次君

補欠選任

佐藤 信二君

虎島 和夫君

新井 将敬君

中沢 健次君

緒方 克陽君

補欠選任

武藤 嘉文君

河本 敏夫君

宮里 松正君

広瀬 秀吉君

大出 俊君

四月二十日

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(角屋堅次郎君外四名提出、衆法第二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案(内閣提出第二六号)

平和祈念事業特別基金等に関する法律案(内閣提出第二七号)

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(角屋堅次郎君外四名提出、衆法第二号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。小淵内閣官房長官。

(の実施)

特定弔慰金等の支給に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○小淵国務大臣 ただいま議題となりました特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨秋成立を見た議員立法、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律に規定する弔慰金または見舞金の支給の実施のための必要事項を定めるものであります。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する特定弔慰金等の支給につきましては、人道的精神に基づき、昭和六十三年から速やかに必要な財政措置を講ずること、支給実施の事務は対外的配慮から日本赤十字社をしてつかさどらせることとされております。

また、先般、昭和六十三年度予算編成に当たり、特定弔慰金等は戦没者等または著しく重度の戦傷病者一人当たり二百万円とすること、これを交付国債により一回払いで支給することといたしました。

これを実施するためには、国債発行権限の付与、日本赤十字社への裁定権限の委任など新たに立法を必要とする事項がございます。そこで、このような支給実施のために必要な規定につきましてここに成案を得ましたので、今回、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、特定弔慰金等の支給を受ける権利の裁定についてであります。

請を待つて、裁定という行政行為によって権利の存在を確定することとしております。また、この裁定の権限は、内閣総理大臣に属しますが、これを日本赤十字社に委任することとしております。

第二に、特定弔慰金等の額及び記名国債の交付についてであります。

特定弔慰金等の額は、戦没者等または著しく重度の戦傷病者等一人につき二百万円とし、記名国債をもって交付することとしております。この国債については、無利子とし、政府は、その償還の請求を受けたときには、直ちに全額について償還しなければならないこととしております。

また、政府は、対象者にこの国債を交付するため、必要限度で国債を発行することができることとしております。

第三に、請求期限及び償還請求期限についてであります。

特定弔慰金等の支給を受ける権利の請求につきましては昭和六十八年三月三十一日までに、交付国債の償還請求については昭和七十年三月三十一日までに、それぞれ行わなければならないこととしております。

第四に、日本赤十字社の代理受領等についてであります。

この法律によつて交付される国債については、日本赤十字社が特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する者の委任を受けて、その交付を受け、これを保管し、その償還の請求をし、償還金を受領することとしております。

その処分の制限、交付国債の処分の制限等について政令にゆだねる旨の規定及び日本赤十字社に委任した業務の監督に関する規定等を置いております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○竹中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○竹中委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口健二君。

○田口委員 私は、ただいま議題になりました特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案について幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

まず、この法律案の趣旨は、今官房長官の御説明にもありましたように、昨年の百九国会において全会一致をもって成立をいたしました台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律に基づいて提案をされておられるというふうに理解をいたしておりますし、そういう意味では、前回の法律の趣旨というものを改めて理解をしておる必要があるだろうというふうに思っております。

昨年、本委員会において委員長の方から趣旨説明がありました内容について若干引用させていただきますかと思ひます。

御承知のように、第二次世界大戦において多数の台湾の人々が日本の軍人軍属として動員され、戦死されたり負傷されたりした方も少なくないものであります。日本人の軍人軍属であった戦没者の遺族及び戦傷病者に対しては、戦後、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の制定や軍人恩給の復活により、年金または一時金等が支給されております。

しかるに、台湾の人々は、戦後、日本国籍を

失った結果、援護法または恩給法が適用されないこととなったのであります。

しかしながら、第二次世界大戦中、日本人の軍人軍属として動員された台湾の人々、特に戦没者の遺族や重度の戦傷病者の方々に對し、現状のままで推移することは、人道的観点から許されることではないと存じます。

したがって、この際、これらの方々に對し、弔慰等の意を表する趣旨で、弔慰金または見舞い金を支給するための法律を制定することが急務であると考え、ここに本起草案を作成した次第であります。

というふうに説明がされております。

なおまた、この法律が成立をするに当たりまして、本委員会では附帯決議が付されております。私は、この法案の趣旨並びに附帯決議の趣旨に従ひまして、確認の意味でこれから幾つかの点についてお尋ねをいたしたいと思います。

第一に、台湾住民である旧軍人旧軍属であった方々の数はどのくらいいらっしゃるだろうか、そのうち、今回の支給対象になる戦没者及び戦傷病者の数についてまずお伺いをいたしたいと思います。

○國府政府委員 ただいま御質問のありました台湾住民であった日本の旧軍人旧軍属の数でございますが、台湾籍旧日本軍人軍属の総数は約二十一万人と聞いております。

続きまして、今回の支給対象者の数でございますけれども、本件弔慰金等の支給対象者となる台湾住民戦没者及び重度戦傷病者として、現在までに日台双方で確認されております数は約三万名でございます。

このほかにも、台湾側からは若干対象者がまだいるというふうなことも聞いておりますが、正確な数字の把握は、今後の台湾現地における調査を待たなければならぬ次第でございます。

○田口委員 次に、法第二条第一項に「著しく重度の障害の状態にあるもの」というふうに書いてあるわけですが、これはどの程度の障害を示すものか。さらに同項で「それぞれ政令で定める者に對し、政令で定めるところにより、これを行う。」というふうにありますけれども、この政令とは一体どういう内容のものであるか、お知らせをいたしたいと思います。

○國府政府委員 ただいま第一の御質問の点につきましては、「著しく重度の障害」と申しますのは、人道的見地から戦没者と同様に配慮しなければならぬ程度の重度の障害と考えております。具体的に言いますと、恩給法に別表がございまして、その別表の中の特別項症から第四項症までの障害に該当する者を対象と考えております。

第二の御質問の点につきましては、端的に申し上げますが、政令の内容としては、端的に申し上げますと、第一に支給対象者となる戦没者の遺族の範囲でございます。それから第二に、著しく重度の戦傷病者としてどの程度の障害の者を対象とするかということでございます。第三番目に、対象遺族につきましては優先順位をどのようにするかということでございます。また第四に、受給権者が受給資格を失う場合など、こういうことも定める必要があると思っております。

その他若干ございますが、主な点は以上でございます。

○田口委員 同じく第二条の第二項に、「支給を受ける権利の裁定」として、「内閣総理大臣が行う。」ということになっております。これは当然のことであろうと思つております。これは今回の法案の趣旨から考えまして、裁定に当たっては、余りに法律的といひますか、しやくし定規的に考えるのではなくて、十分法律の趣旨を生かして裁定するものではないかと思ひます。

○小淵國務大臣 本件の措置につきましては、御指摘のとおり人道的立場に立つて我が国の誠意のしるしとして支給するものでありますので、日赤におきまして受給権の裁定に当たりましては、今委員御指摘のような趣旨を十分踏まえまして、弾力的にこれが行ふことのできるように今後指導してまいりたい、このように考えております。

○田口委員 次に、第三条の請求期限であります。法案によれば「六十八年三月三十一日」ということになっております。ある程度の期限を付すのは当然のことであろうと思つておりますが、これはまた法案の趣旨からいまして、今後どういふような作業手続になるのかよくわかりませんけれども、一日でもこれに間に合わなかった場合には却下ということになるのか。「六十八年三月三十一日」とした根拠をひとつお知らせいただきたいと思います。

○國府政府委員 お答え申し上げます。

国内の援護関係の各種特別交付金等はほとんど三年の消滅時効に係るものとしておりますが、本件は御高承のとおり海外の居住者に対する支給であります。台湾各地に居住する受給資格者に日本政府の今回の措置を承知させるのにも時間が必要であると考えます。したがって、申請漏れが生じないよう考慮しまして、三年ではなくて約五年間の請求期限にしたものでございます。ここに今御指摘の点に対する私どもとしましての配慮を御察いただきたいと思います。

それでもなおかつ請求期限が過ぎた後のことにつきましては、法の建前としては特定弔慰金の支給を請求することはできないということでございますが、特に本件が相当有名にもなっておりますので、後のさらに五年ということにしておりますので、その最後の段階で問題が生じるようなことは方々ないと思ひます。ないうちにさらに努力していきたいと思つております。

○田口委員 続いて、第四条の記名国債の償還請求が、同じように「七十年三月三十一日」という期限が付されておるわけですが、この辺の期限の設定の根拠についてもお尋ねをいたしたいと思います。

○國府政府委員 本件におきまして発行されます国債は、請求者の希望の時期にいつでも全額償還請求できるという、極めて請求者の便宜を図つたものでございます。この措置は臨時の措置として

行われるものでありますので、支給事務が無期限に続くという仕組みにすることはできません。償還請求にも何らかの期限をつけることが必要でございませう。

そこで、その期限の長さでございませうが、償還請求の期限を約七年間としましたのは、他の場合と比べて比較的といえますが、精いっぱい長い期間を設定したというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○田口委員 次に、第五条の代理受領の關係であります。日本赤十字社に対して業務を委任するといふ形になつておるわけですが、日赤の方で關係者においでをいただくと思つたのであります。が、なかなか御都合がつかないといふことでありますので、政府の方にお尋ねをいたします。

日赤に委任をする業務の具体的な内容について若干お尋ねをしたいと思います。例えば、請求者の認定方法であるとか、あるいはこの償還金というものは個人個人に支給されるのか、あるいは一括をしてどこかの団体にこれを引き渡しをするのか。国債で支給するわけでありませうから、今出てまいりました償還の場合には、これは一体日本の通貨でもつて償還をするといふのか、あるいは現地の台湾の通貨でもつて支給をされるのか。また、日赤に対応する台湾側の窓口といふのは一体どういふところか、これをやらせるのか、そういう点についてわかつておりましたらひとつお知らせをいただきたいと思ひます。

○國府政府委員 日赤は、裁定の通知を受けた請求者の委任に基づきまして、委任者の名義の国債を代理して政府から受け取ります。そして、これを保管します。その後、委任者の指定した日に国債の償還が行われるように代理して政府に対して国債の償還請求を行います。それで、その償還金を受領します。これを委任者に送金いたします。したがらば、支給は請求者個人個人に対して、その本人に対して行われます。

台湾側のことについてでございますが、台湾に居住する委任者への送金につきましては、委任者

個々の人の手に確実に現金が渡るようにすることになつておまして、その仕事は、台湾の社会奉仕を業務とする機関、紅十字会でございますが、これを通じて行うことにしております。送金は日本で台湾元にかえて行う、こういう手配を考えております。

○田口委員 次に、第六条の政令委任の問題であります。受給権者の死亡による権利の承継など特定弔慰金等の支給を受ける権利の譲渡等の処分の制限について政令で定めるといふふうに委任規定がございませうが、これはどういふことでしようか。

○國府政府委員 お答え申し上げます。受給権者が現金を手にする前に死亡する場合がひよつとしたらあるかもしれません。その場合にもそのお金は遺族の誰かに対して支給することと考えております。

そこで、まず受給権者が請求しないで死んだ場合には、その相続人が自己の名前で請求できるやうにしたいと考えております。

それから第二に、受給権者が支給の請求を行つた後に死亡した場合におきましても、その相続人が同様自己の名で支給を受けられるやうにしたいと考えております。

第三に、相続人が数人いる場合、その場合には、その一人のした請求は全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした裁定は全員に対してしたものとみなすといふふうに決めたいと考えております。

特定弔慰金等の支給を受ける権利及び国債そのものについては、これは一身専属権でありますので、その処分を禁じなければならないといふふうに考えております。

○田口委員 次に、第八条の關係であります。この法律を施行するための手続その他その施行について必要な細則は、総理府令で定める。といふふうに規定されておるわけでありませうが、その総理府令の内容といふものについて、わかつておればお知らせいただきたい。

○國府政府委員 これは具体的なものに關してでございませうが、例えて申しますと、支給請求書でございませう、それから裁定通知書及び日赤に対する国債の請求権等の委任書、そういう様式の指定、これをその主な内容として考えております。

○田口委員 次に、附則において施行期日を「三月を超えない範囲内」、こういうふうになされておるわけでありませうが、この「三月を超えない範囲内」としては、その理由についてと、さらにまた「国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日」といふふうにしておるわけでありませうが、この理由についてお伺いしたいと思います。

○國府政府委員 法律の公布後施行までの間に法律の内容につきまして台湾住民に周知せしめることが好ましいと思ひまして、「三月を超えない範囲」という期間を置くことにしたのでございませう。これは、第一には周知徹底のためにある程度の時間を置く必要があるといふことでございませうが、また、これは例外的な場合だと思ひますけれども、何らかの理由で今たまたま住民でない、それで、いきなりこういう法が行われて、本来住民であつたのに受給の資格が得られないといふ気の毒なことが生じないように、若干日を置いておけばその間に住民としての手続といひますか、住居、住所を移動するといふようなこともできやうと思ひまして、こういう配慮をしたものでございませう。

国債の発行の日の「六十三年九月一日」でございませうが、これは国債につける日付の問題でございませう。これは国債の交付の開始が可能となる日でありますので、その発行の準備の期間を考慮しまして、法の施行後一定期間を置くことが必要であります。特定弔慰金等の支給につきましては、その申請を九月一日から受け付けるといふ予定にしておきますので、この日と合わせて発行日とすることとしたのでございませう。

○田口委員 それでは、今回の法案に対する昭和六十三年度における予算措置並びに来年度以降の所要経費等についてどのようにお考えになつておられるか、お尋ねをいたします。

○國府政府委員 ただいま御質問の経費につきましては、六十三年度予算に国債償還金等約三百億円と、支給事務委託費としまして約一億四千万円計上しております。

来年度以降の予算につきましては、予想処理件数、処理の難易度等が年の暮れになつてよりはっきりしてくると思ひますので、そういうことも勘案しつつ検討してまいりたいと思つております。

○田口委員 それから、冒頭私も今回の法案並びに先回の成立した法律の趣旨について申し上げましたが、本法案が成立後施行されて、最初にこの弔慰金というものが支給をされるのは一体いつごろになるのだらうか。この趣旨から考えまして、これはもう一刻も早く支給すべきであるといふふうに私は思つておるわけでありませうが、その辺の見通しについてお伺いをいたします。

○國府政府委員 支給を待ち望んでおられる方々の中には、既に高齢に達した戦没者の父母等もおられますので、支給は一日も早く実施したいと考えております。その点、先生のお考えと全く同じでございませう。特に高齢者の方々など早期支給が望ましいと考へられる方々については、日赤における権利の裁定等に当たりまして優先処理をせしめらうとか、そういうことも考へたいと思つております。

第一号がいつかということにつきましては、これから台湾側と実施の話合いをして、それからまた公募して、受け付けて、整理をしてといふこととでございませうので、そのいつかといふことは今自信を持って申し上げられませんが、第一回の現金支給といふのは、できれば年内にはしたいといふふうに思つております。

○田口委員 それでは外務省の方に、引き続き官房長官にもお尋ねをいたしたいと思ひますが、今回の法案の内容といふのは、言うならば戦後処理の問題の一つに入るだらうといふふうに思つております。台湾の問題はこういう形で今回法案が提案されておるわけでありませうが、同

じようなケースというのがやはり台湾以外にも当然あるわけです。

まず、韓国における同様ケースの場合の処理は今までのようにされてきたか。韓国との間には日韓基本条約が結ばれ、国交も回復しておるわけでありますが、韓国における処置の状況といえますか、これをまずお聞きをいたしたいと思います。

○藤田(公)政府委員 ただいま委員から同様のこの御言及がございましたけれども、今回の措置は、今までも御説明ございましたように、いわゆる請求権問題の処理というところで行われるのではなくて、あくまでも人道的精神から我が国の国内法に基づく措置として行おうとするものだということでございます。

委員御高承のとおり、台湾との間の請求権問題につきましては、サンフランシスコ平和条約第四条に規定されます特別取極を締結して処理することが、日中国交正常化の結果でなくなったという事情があるわけでございます。

この前提を付しまして、委員お尋ねの韓国との関係でございますけれども、韓国人元日本兵の問題は、ただいま御言及のございました一九六五年の、昭和四十年でございますが、日韓請求権経済協力協定によりまして、日韓間の財産請求権問題の一環として両国政府間では解決済みということになっております。

○田口委員 官房長官にお尋ねをいたしたいと思うのであります。

今、韓国に関する件については外務省の方から御答弁がございましたが、御存じのように、朝鮮半島は今分断をされた形で二つの国家が存在をす。特に北側の朝鮮民主主義人民共和国については、残念ながら今我が国とは国交が実は開かれてないわけですが、このいわゆる北側におられる同ケースの場合、当然これは今後の課題といえますか問題として残っていくだろう、だから、将来どういうことになるかはつきりわかりませんが、将来については当然この問題についても何らかの措置

置がされなければならぬというふうに思いますが、その辺の御認識はいかがでしようか。

○小淵國務大臣 北朝鮮との間の請求権問題につきましては、今の段階で申し上げられることは、これは将来に残された問題であるという認識で政府としては考えております。

○田口委員 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○竹中委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 去年の一〇九国会で成立しました台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律で我が国の態度は既に明らかになりました。本案についても賛成の立場であります。また、この給付金の支給を受ける台湾住民の元日本兵は、戦前の絶対主義的天皇制のもとにおける植民地政策と侵略戦争による被害者だと考えております。したがって、日本政府が補償を行うのは人道的立場から当然であります。我が国の基本的立場を初めに明らかにしておきます。

基本的な点について二、三質問いたします。

初めに、政府は一九七二年の日中共同声明また一九七八年の日中友好条約によって、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であり、台湾が中国の不可分の領土の一部であることを認めました。今後の日中関係においてもこの立場を守るとともに、今の声明及び条約にも明記されております平和と五原則を堅持する日中の外交関係を進めることは当然であると思えますけれども、本案の審議に当たって、改めて官房長官にこの点の見解を伺っておきます。

○小淵國務大臣 隣国中国との間におきまして長期安定的な関係を維持発展させていくことは我が国外交の一貫した主要な柱であり、政府といたしまして、今後とも日中共同声明、日中平和友好条約、日中関係四原則のつとめ、両国友好協力関係の発展を図っていく考え方でございます。

○柴田(睦)委員 平和と五原則というのが書いてありますように外交関係の中心でなければならぬことを強調しておきます。

次に、今回の二百万円の性格は弔慰金、見舞金ということになっております。台湾住民元日本兵は、日本人並みの補償として一人五百万円を請求する裁判を起こしました。また、日本の軍人軍属の恩給それから援護法による受給額などから見まして、今回の二百万円の水準は不十分だと思えます。これらと比べてみましても、二百万円の弔慰金という水準が低いということは否定できないのではないでしようか。

○國廣政府委員 台湾側の裁判、原告の補償請求につきましてはもちろん私も存じておりますが、本件弔慰金及び見舞金と申しますのは、御存じのとおり、人道的な立場から我が国の誠意のしるしとして関係遺族に支給するものでございす。今回決められました金額につきましても、そのような性格の給付として考えておりまして、種々の点を検討した結果、二百万円が適当なものであるという結論に達した次第でございます。

○柴田(睦)委員 結局、日本人として日本軍に入つたということでありまして、やはり日本人並みの補償をする、これが原点であると考えます。この原点から考えてみると、やはり低いのではないかとこの弔慰金が本人に全額確実に渡るのだからという危惧が起きている問題であります。

この問題は前々から指摘されてきた問題ですが、最近の報道を見ましても、現地には債権団などと呼ばれる団体が幾つもあって、遺族たちから補償要求運動の登録料や委託料を徴収したり、補償金の一、二割を報酬として納めるという契約をさせていると言っております。この点について、日本国外という限界はありますけれども、政府は必ず本人に全額渡るようにするためにどのような対策を講じておられるか、お伺いいたします。

○國廣政府委員 弔慰金等につきましては、現金が請求者本人の希望するときに確実に本人の手に渡るように、日赤から台湾の社会奉仕を業務とする機関に送金いたしました。ここを通じて支給することにしております。同機関は、個人に必ず渡

るようにという我が方の趣旨は十分理解した上で協力して下さるという態勢でございます。

いかにして支払い受領を確認するかというようなことにつきましては、これから同機関と十分話し決めていくこととございまして、御指摘の点は遺漏なきようにする方針でございます。

○柴田(睦)委員 次は、国際間の公平という問題について伺います。

政府は、台湾住民元日本兵の問題を処理していく過程で、この国際間の公平の問題を問題解決の障害の一つとして挙げてまいりました。今回の処理の過程でこの問題をどのように処理したのか、伺いたいと思います。

○國廣政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の立法は、そもそも対外請求権の処理ではなくて、あくまでも人道的精神から我が国の国内措置として弔慰金等を支払うべく財政措置を講ずるものでございます。

なお、第二次大戦に起因する我が国と関係国、地域等の請求の処理につきましては、北朝鮮及び台湾を除きまして、サンフランシスコ条約、日韓請求権経済協力協定等によって決着済みでございます。

○柴田(睦)委員 そうしますと、今回の処理で国際間の公平というような問題も処理された、クリアしたという立場で法案が出ているというふうな理解をさせていただけますか。

いわゆる外国籍を持つ元日本兵の問題というのは、台湾住民以外にも、中国本土、朝鮮、サハリン、南洋諸島などにもあります。今回台湾住民元日本兵の措置をとったという前例は、国際間の公平という点から見ると、未処理の外国籍を持つ日本兵の問題にも門戸を開いたということになると思うのですが、そうですね。

○藤田(公)政府委員 今の委員の御言及は、北朝鮮のことを指すものであるともし御質問を理解いたしますと、この件につきましては、先ほど官房長官の御答弁がございましたように、北朝鮮との間の請求権の処理の問題は将来に残されている問

題だという認識でありまして、本件と同列には論じられない問題ではないかと存じます。

○柴田（陸）委員 国際間の公平ということを含めてたびたび言われてまいりましたし、ここで一つの問題が国内法として解決していくということになれば、それはほかの同様な人たちにも及ぶのが当然だろうという質問であるわけです。それから、北朝鮮だけに限定して聞いたわけではございません。

そこで、まとめて言えば、台湾住民元日本兵と同様な人々から請求があった場合には、日本政府としてはこれに応じて検討するというのが基本的な政府の立場でなければならぬと思います。が、そうですか。

○國府政府委員 お答え申し上げます。

本件は既に二十年以上の長い経緯がございますし、種々検討してきたものでございますが、日中国交正常化後に谷間に陥ったこの問題をいかに処理するかという、非常に微妙な問題を非常に複雑な環境のもとで処理してきたものでございます。

同様な方々がまだいる場合にどうするかということについての御質問につきましては、本件の処理はそういう問題の処理とは切り離して考えたものであるということをお理解いただきたいと思います。それぞれの問題につきましても、それぞれの経緯及びそれを取り巻く環境を考えて処理しなければいけない問題だと思っております。

○柴田（陸）委員 時間が参りましたが、国際間の公平ということを含めてたびたび言っておられました。だから、この問題が前例になるわけですから、それは当然国際的に同様な問題を解決するためにこれから政府は検討すべきであるということを中心として、終わります。

○竹中委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○竹中委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決

に入ります。

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○竹中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

（報告書は附録に掲載）

○竹中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四分休憩

午後一時一分開議

○竹中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、平和祈念事業特別基金等に関する法律案及び角屋堅次郎君外四名提出、被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。小淵官房長官。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案

（本号末尾に掲載）

○小淵國務大臣 ただいま議題となりました平和祈念事業特別基金等に関する法律案につきま

て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題などのいわゆる戦後処理問題につきまして、近年、国に対し補償措置等を求める声が強まり、種々の論議が行われてまいりました。このため、昭和五十七年六月に学識経験者による戦後処理問題懇談会を設置し、同懇談会において、これらの戦後処理問題についてどのように考えるべきかについて、二年半にわたり慎重かつ公平な検討が行われました。

その結果、昭和五十九年十二月に内閣官房長官に対し、いわゆる戦後処理問題については、もはやこれ以上国において措置すべきものはないが、関係者の心情には深く心をいたし、今次大戦における国民のとうとう戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出し、事業を行うための特別の基金を創設する旨の提言が行われたところであります。

政府としては、同懇談会報告の趣旨に沿って所要の措置を講ずることを基本方針とし、その具体的内容等について種々検討調査を行ってきた結果、平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰籍の念を示す事業を行うとともに、戦後強制抑留者の問題については、これらの方々が、戦後、酷寒の地で強制労働に従事させられ、大変御苦労をされたという特殊な事情を考慮して、本邦に帰還された方々に対し、個別に慰労の措置を講ずることとしたところであります。

以上の経緯を踏まえて、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

和祈念事業特別基金を設立するとともに、戦後強制抑留者に対し、慰労品の贈呈等を行うことについて必要な事項を規定するものであります。

第二に、平和祈念事業特別基金についてであります。その目的は、今次の大戦におけるとうとう戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行うこととあります。

基金の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資することとしております。なお、昭和六十三年度から五年度を目途として、政府の出資額が二百億円となるまで、基金に追加して出資するものとしております。

また、基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、基金の業務に関し学識経験を有する者十人以上で組織する運営委員会を置くこととしております。

基金の業務は、関係者の労苦に関する資料の収集及び展示、調査研究、出版物その他の記録の作成その他基金の目的を達成するために必要な業務としております。

このほか、財務会計に関する事項等所要の規定を設けております。

第三に、戦後強制抑留者またはその遺族に対する慰労品の贈呈及び慰労金の支給についてであります。

まず、慰労品の贈呈であります。戦後強制抑留者またはその遺族に総理府令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労するものとし、基金にその慰労の事務を行わせるものとしております。

次に慰労金の支給であります。戦後強制抑留者またはその遺族で、日本の国籍を有するものには、慰労金を支給することとしております。ただし、年金恩給等の受給者等には、支給しないこととしております。

慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、そ

の順位はそれぞれこの順序によることとしております。

慰労金の額は、十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付することとしております。

また、慰労金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行うこととしておりますが、この請求期間は、昭和六十八年三月三十一日とし、この期間に請求のない場合には、慰労金は支給しないこととしております。

なお、慰労金の支給に関する事務のうち、請求の受理及び審査に関する事務を基金に行わせるものとしております。

このほか、慰労金の支給等に関し所要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○竹中委員長 次に、角屋堅次郎君。

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○角屋議員 ただいま議題となりました被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案につきまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。本法は第九百九回国会に提案いたしました。審議未了、廃案となりました。今回政府の平和祈念事業特別基金等に関する法律案が提案されました機会に、一部手直しをして再提案したものであります。

戦後、ソ連軍によりまして、軍人軍属のほか民間人も含め約五十七万五千人の方々がシベリア

を初めソ連領各地及び外蒙地域の収容所に連行収容され、酷寒の地におきまして、炭鉱労働、森林伐採等の強制労働に従事させられたばかりでなく、伝染病その他の病気になるいは作業中の負傷によりまして、被抑留者の約一割にも及ぶ方々が亡くなっておられます。

これらのいわゆるソ連被抑留者及びその御家族に對しましては、戦後、未復員者給与の支払い、留守家族保護等の措置が制度としてとられたが、これらの措置は必ずしも十分であつたとは言いがたく、また行き渡つたものもなつておりません。また、南方地域におきましては、抑留国またはそれにかわつて日本政府により被抑留者に対し労働報酬が支払われておりますが、ソ連被抑留者に対しては、ソ連政府はもとより日本政府からも労働報酬は一切支払われた事実はないのであります。

以上の事実にかんがみまして、ソ連被抑留者またはその遺族に對し、国としてその労苦に報いるため、特別な給付金を支給すべきであると考え、ここに被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特別給付金の支給を受けることができる者は、被抑留者、帰国前に死亡した被抑留者の遺族及び帰国後昭和六十三年八月一日前に死亡した被抑留者の遺族であります。ここで被抑留者と申しますのは、昭和二十年八月十五日以後ソビエト社会主義共和国連邦等に抑留された軍人軍属等をいうものとしております。

また、特別給付金の支給を受ける遺族の範囲は、これら死亡した被抑留者の死亡の当時における配偶者、子及び父母としており、これらの者の順位はそれぞれこの順序によることとしたしております。

第二に、特別給付金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行うこととしておりますが、この請求は、昭和六十七年三月三十一日ま

でしていただき、この期間に請求のない場合には特別給付金は支給しないこととしたしております。

第三に、特別給付金の額についてでございますが、被抑留者に支給するものにつきましては、その者の帰国の時期の区分に応じ、昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日までの者には五十万円、昭和二十二年中の者には六十五万円、昭和二十三年中の者には八十万円、昭和二十四年一月一日以降の者には百万円といたしております。

また、遺族に支給する特別給付金につきましては、被抑留者に対する特別給付金の額の七割相当の額といたしております。

第四に、特別給付金は、その支給の請求があつた日から三年以内に支払うものとしておりますが、請求者が被抑留者であり、かつ、高齢である場合には、できる限り速やかに支払わなければならぬこととしたしております。

以上のほか、特別給付金の支給を受ける権利の認定及び同給付金に対する非課税措置等所要の事項を規定いたしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

(委員長退席、宮下委員長代理着席)

○宮下委員長代理 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○宮下委員長代理 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。佐藤信二君。

○佐藤(信二)委員 ただいま平和祈念事業特別基金等に関する法律案の御説明がございましたが、これに關してお尋ねをしたいと思ひます。

まず最初に官房長官にお尋ねしたいわけでございますが、さきの大戦における国民各層の被害、

犠牲ははかり知れないものがあります。私たちはこうした戦争の悲惨さというものを体験して恒久平和を誓ひ合い、荒廃した祖国日本の復興と再建に尽くしてまいりました。その努力が実を結んで、今日では世界に冠たる経済発展を遂げ、現在私たちは平和、自由、繁栄を享受しておると思ひます。言うなれば、新生日本の出発点は終戦にございませう。今日の繁栄は先賢の方のとうとう犠牲、流した涙で、血で築かれたものと言つても過言ではありません。

しかしながら、戦後四十有余年経た今日、これらのさきの大戦に巻き込まれた方々の犠牲、労苦に對し、私たちは、政治は十二分に報いてきたかどうかと問うとき、返す言葉があるでしようか。私は官房長官に、これらのことをどのように御認識されておるかお聞きしたいと思ひます。

○小淵國務大臣 戦後既に四十三年を経ようとしておりますが、過る大戦におきまして我が国民の受けた傷跡は必ずしもすべていえ尽くしたものでないという現状であらうかと思ひます。この戦争におきまして犠牲となられた方々の無念や、また遺族の心情を思ひますと、今委員御指摘のように、改めて今日のこの平和と国家日本の姿を思い、そうした戦争において犠牲となられた方々のことを思い起こさなければならぬかというふうなことを思ひます。私ももちろした犠牲者のとうとう無言の教えを秘めながら、それぞれ日本人がより一層平和と国家を目指していかねばならぬというふうなことを考へております。

佐藤委員もそういう意味で、この法律案につきましては総理府の副長官とされて政府の立場でも戦後のいろいろな処理問題にかかわりを持ってこられましたし、私も政府の立場にありまして、長い間いろいろな方々がいろいろな御要請をもつて、戦時におけるいろいろな犠牲に對して国としてどうおこたえすべきかという要請のありましたことも承知をいたしておりますが、今般、そうしたことをいろいろ勘案いたしましてこれを総合的に判断をし、そして懇談会の議を経て、平和

祈念事業の特別基金という形で戦後処理問題につ
きまして結論を得たい、こう考えて法律を提案し
た次第でございますので、よろしくお願いを申し
上げる次第でございます。

○佐藤(信)委員 たいだい大変懇切丁寧な御答弁
ありがとうございます。今の官房長官のお気持ち
が、これすなわち竹下総理のお気持ちだろうと拝
察いたします。そうした背景のもとに、平和とい
うものがいかに大事かということでの法案が提
出されたものと高く評価いたします。

官房長官、後は事務的なことですから結構でこ
さいます。

○文田政府委員 答えたいいたします。

さきの大戦で亡くなられた方が恩給公務員であ
る場合には、その遺族に対して恩給法の扶助
料等が支給され、また恩給法が適用されない軍人
軍属、準軍属の方にあります。その遺族に対
しまして援護法の遺族年金また遺族給与金等が支
給されてございます。さらにそのほか、予算措置
により措置されているものがござります。

○佐藤(信)委員 今私の質問がちょっと悪かった
かも知れませんが、ただいまの御答弁というの
は、軍人軍属、準軍属、いわゆる戦闘員で亡くな
られた方々を対象としてお答えになったと思いま
すし、また処遇も、物質的な面を言われたと思いま
す。私は、非戦闘員で亡くなられた方々、また、
物質面というより精神的な面、すなわち慰霊とい
うことについて政府の所見をただしたいと思うの
です。

そこで、まず最初にお聞きしたいのは、社団法人
日本戦災遺族会という組織があることを御存じ
でしょうか。御存じならば、この会の設立の経緯
と目的についてお聞かせ願いたいと思います。

○文田政府委員 答えたいいたします。
一般戦災死者の遺族は、昭和五十年四月、全

国戦災犠牲者遺族会連絡協議会を結成いたしまし
て、戦災各都市における慰霊行事に対する国費の
支出及び慰霊金の支給を国会を初め関係方面に強
く要望してまいりました。その後、昭和五十二年
六月に同協議会を改組いたしました。社団法人日
本戦災遺族会を設立、今日に至っております。

その目的といたしましては、戦災死者及び
遺族に関する調査研究を行い、あわせて慰霊行
事を助成し、慰霊碑等の維持管理を行う、さよう
に相なっております。

○佐藤(信)委員 今おっしゃるとおり、私の持
つております日本戦災遺族会の定款では、調査研
究と慰霊行事ということを中心にして行っているの
です。個々補償ということを行っていないのです。
私はなぜ個々補償を言わないのだろうかというこ
とを疑問に思うのですが、その点を果ただした
いのです。

その前にお聞きしたいのは、これは今申したよ
うに、内地において空襲によって被害を受けた、
こういうことが前提になるわけですが、空襲を受
けた地域で罹災都市という表現と戦災都市という
表現があるのですが、これは一体どういうふう
に違うのでしょうか。同時に、罹災都市の中で戦災
都市の指定を受けた都市と受けていない都市があ
るのですが、この理由は一体何でしょうか。また
最後に、罹災都市の数はどれぐらいになっており
ますか。

○文田政府委員 答えたいいたします。
先生ただいまお示しの罹災都市は、空襲により
被害を受けた都市ということになってございま
す。そのうち特に被害の甚大であった都市が戦災
都市として指定され、戦災復興都市計画事業が行
われたというふうになっております。

また、戦災都市の指定は特別都市計画法により
まして主務大臣が行うこととされ、罹災都市二百
十五のうち特に被害の甚大でありました都市につ
いて、昭和二十一年十月九日内閣告示第三十号を
もちまして百十五の都市を指定したというふう
に聞いております。

○佐藤(信)委員 今お話しになったのは、罹災都
市というのか、いわゆる空襲を受けて被害を受けた
都市が全国で二百十五あるんだ、その中で被害が
甚大だったものが戦災都市という指定を受けたん
だ、それが百十五というお答えがありましたね。
そこで聞きたいんですが、空襲、いわゆる焼
夷弾とか爆弾、機銃掃射または艦砲射撃等による
死者数は一体どれぐらいに上っているか、こう
いう質問をしたいのです。

実は私が調べたところによると、昭和二十四
年の経済安定本部の「太平洋戦争による我が国の被害
総合報告書」というのがありますが、これには広
島、長崎を含めて二十九万九千四百八十五名、ま
た、昭和三十一年竣工の太平洋戦争全国戦災都市空
爆死者慰霊塔というのの数字がござりますが、それ
は五十万九千七百三十四名と刻まれているので
す。またさらに、昭和三十四年、建設省計画局編
で「戦災復興誌第一巻」というのの数字がござりますが、
これは三十三万六千七百三十八名。この三つの
数字はいずれも政府機関が出したものなんです。
ただ、出したところがそれぞれ違うということ
で数字が違っていると思うのです。

特に私が指摘したいのは、戦後の混乱期からい
って最初の二十四年の経済安定本部の報告では二
十九万九千余、それから七年たった三十一年に慰
霊塔が建つ、そのときに五十万九千に膨れたとい
うことは、調査をしたのでしよう、わかる気がす
るのですが、その三年後の三十四年の建設省の
「戦災復興誌」というものでは三十三万六千七百三
十八名、二十四年の時点に下がっているわけなん
です。私はこの理由がよくわからないので
す。確かに亡くなった方の確認というのは大変難
しいことはよくわかります。

ついでに申し上げますが、戦災という空爆死
の方が一体どういうふうな戸籍上扱われているか
という点、御案内のごとく戸籍法は法務省の民事
局第二課が所掌していますが、これを実は市町村
長が機関委任されているのです。ですから、戸籍
の原本は市町村の役場にあって、そしてその副

本、コピーが地方方法務局に保管されている、こ
ういうふうになっているわけなんです。そういうこ
とで、片一方の役場の帳簿がなくなっても法務局
が残っているということになるとチェックができ
るのですが、空襲によって両方とも焼かれたとい
うところがあるのです。一つの例で言うと、東京
の今の江東区、昔の本所だとか深川では両方燃え
ているのです。そうすると、家族が届けなければ
戸籍が抹消できないわけですが、家族までみんな
死んでいる場合にはどうしようもない。これは非
常に難しいというところは承知で聞きますので
す。が、やはり私も人間としてこの世に生をうけ
て、生まれた時点はわかるが死んだことがわから
ない、人間としてこんな悲惨な悲しいことがある
だろうか、こういう思いがしてお聞きするの
です。

そこで私は、三つの数字でどれが一番正しい、
近いというふうなお答えがあつていいのではない
かと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○文田政府委員 答えたいいたします。
先生ただいま御指摘の三つの資料のどの数字が
正しいのか、また統一した数字を出すべきではな
いかというお尋ねでございますが、昭和二十四
年、経済安定本部が刊行いたしました「太平洋戦
争による我が国の被害総合報告書」によりますと、
お示しのとおり、二十九万九千四百八十五名で
ございまして、これは今次の戦争によりまして日本
国内において生じた空襲、艦砲射撃その他による
戦後一般国民の亡くなられた方を昭和二十三年五
月に経済安定本部が各都道府県に調査を依頼して
調べたものというふうにお聞きしております。

また、昭和三十一年、姫路市に建立されました
太平洋戦争全国戦災都市空爆死者慰霊塔の側柱に
は五十万九千七百三十四名の数字が刻まれておりま
すが、この死者数は、太平洋戦争全国戦災都市空
爆犠牲者慰霊協会の、その慰霊塔の建立に際しま
して全国百十三の都市から提出を受けたものであ
ると聞いております。
さらに、昭和三十四年、財団法人都市計画協会

発行の建設省編「戦災復興誌第一巻」によりまして三十三万六千七百三十八名となっております。これは終戦後、内務省の国土局計画課におきまして照会調査したものをといたしまして、その後、戦災復興院の資料等に基づきまして建設省が調査し、掲載したものである、さようにお聞きたいしております。

ただいま先生冒頭にお示しのとおり、今次の大戦の際の死者の数を確認をするというのは非常に難しいこととございまして、これらの調査はそれぞれ調査主体や時点等が異なっております、それが正當かと申したいところでございます。

いづれにいたしましても、あの惨禍において死者の確認は極めて困難であったこと、また、戦後四十有余年を経た現在、正確な数字を出すということとは甚だ困難であろうと存する次第であります。

○佐藤(信)委員 三つの数字の中で一番多い五十一万に近い数字が正確に近いんだと思います。しかし、これも今お聞きしたら百十三の戦災都市の合計と言われました。先ほど私が確認したように、罹災都市が全国で二百十五あつて、そしてその中で被害が大きかった、甚大だった戦災都市、これが百十五なんです。今の数字は百十三。そうすると、少なくとも被害の大きかった都市が二つ抜けているということになると思うのです。どこが抜けているか、どうだとは申しませんが、これも、少なくとも最低五十九万九千七百三十四名、これ以上だったというふうに推測をいたします。

私は、やはり今言われるように、また私が申したように、死亡者の確認というのは大変な難しい仕事だと思つてゐる。根拠が要る調査だと思つてゐる。しかし、毎年行われている広島、長崎、この原爆被害者の追悼式典がございまして、あの式典では毎年新たに調査の結果判明した死没者の氏名がおさめられている。こうした実情を踏まえるとき、さらに今後も政府といたしましてあらゆる機関を動員して粘り強く調査をやつていただきたい、かように思います。

しかし、今お聞きした数字、三十三万にしろ五

十萬九千という数にしても、これは空襲等による犠牲者ということと一括してございまして。この中には軍人軍属、準軍属、さらには国家総動員法に基づく徴用または協力者、例えば学徒動員の方とか徴用工、警防団員または警察官等も含まれてい

るだろうと思つてゐる。同時に、一般家庭の婦女子も含まれていられると思つてゐる。しかも、戦時下という異常事態においては、これら内地にいらつしやうた婦女子といえども、当時の一億火の玉、銃後の守りは皆さん方がするんだ、こうした政府の方針に協力して、そして一たび被爆を受けたときは消火ということに全力を尽くしました。そしてその結果、文字どおり火の玉となつて亡くなつたのは弱い老人だとか婦人、子供たちじやなかつたでしょうか。先刻言われた約五十一万の数字の大多数は、これらいわゆる非戦闘員であつただろうと思つてゐる。

しかしながら、内地において今申ししたように同じ空襲というところで、爆弾なり焼夷弾なりまた機銃なり同じ原因によつて亡くなつた方でも、今申したいいわゆる戦闘員という方と非戦闘員という方ではその後の処遇面では大きな隔たりがあるだろうと思つてゐる。私が先ほど申ししたように、なかなか実数がかめない、だから公平にこの人たちを補償する、また救済することができないとおつしやること、よくわかります。いわゆる物質面の個々補償というものは、これをやはり言うことは難しいと思つてゐるが、しかし精神的な面というか、すなわち慰霊ということでは、戦地で亡くなつた方でも内地で亡くなつた方でも、戦闘員も非戦闘員も同じに扱つていいんじゃないだろうか、私はこう思つてゐる。不公平があつてはいけません、政府のお考え方はいかがでございますか。

○文田政府委員 お答えいたします。ただいま先生御指摘のとおり、全くそのとおりだと存じます。

○佐藤(信)委員 そこで、まず具体的にお聞きすることがあるのですが、この空襲によつて亡くな

つた方、これは実は祈念とかお祈りする、お祭りする、慰めるというのでいろいろ慰霊の施設が全国にあるし、また行事もあるのですが、このときにこれらの犠牲者に対する呼び方というのがまちまちなんです。一番大きかつたと言つたら語弊がありますが、東京なんかの場合にはこれを一体何と言つてゐるのかといつたら、都市戦災殉難者という言葉を使つてゐるのです。しかもこれを

実は関東大震災と一緒に慰霊してゐるのです。亡くなつて仏様になつたのですから、いつの時点でも同じかもしれません。こうした殉難者はほかにも、実は室蘭でも殉難者、宇都宮でも延岡でも殉難者という言葉を使つてゐる。そしてまた姫路、これは政府がその後閣与されて総理府の関係者に行つてもらつたりしてありますが、ここではやはり慰霊施設の名前が「太平洋戦国戦災都市空爆死没者慰霊塔」となつていて、行事名は「太平洋戦争空爆犠牲者追悼平和祈念式」となつてい

ます。そのほか、例は挙げませんが、戦災死没者と呼んでゐるところもあり、戦災犠牲者もあると思つてゐる。特に私がお聞きしたいのは、殉難者という言葉を使つておられますが、これは私なりに岩波書店の広辞苑を引いてみたら、「殉難」という言葉は「国家・社会・宗教などの危難のために身を犠牲にすること。こうあるんですね。殉難と意味は違つたが、受難という言葉もあります。私は強い言葉え

ば、こうした空爆によつて亡くなつた方は受難という見方もできるんじゃないだろうか、難儀を受けたのですから。片一方は難に殉じたのですが、こちらは難を受けたんだ、こんな気がするのです。

そこで、政府として、これらの犠牲者に対して、統一した呼び方と言つたらおかしいのでござい

まして、殉難という言葉は、ただいま先生お示しのとおり、辞書にありますように、国難等のため身を犠牲にする、さような意味でとらえますならば、まさしく一般戦災死没者も殉難者であろうと存する次第であります。また、難に遭つて亡くなつたというところから申しますならば、これまたまさしく受難者であると考え次第であります。いづれにいたしましても、一般戦災死没者といふことではないかと考えます。

○佐藤(信)委員 そうすると、今おつしやるように、政府としてはこの方々を一般戦災死没者といふふうに統一するということだと思つてゐる。ありがとうございます。

そこで、この犠牲者に対する慰霊ということ各地でまちまちにやつておられますが、この空爆死の犠牲者の家族の中には、靖国神社にお祭りしてもらいたい、こんな方もいらつしやるのです。確かに、靖国神社という神社は戦死した軍人ばかり祭つてゐるわけではございません。一般にはそう思つてゐますが、二百四十六万柱の中には五万七千余柱の女性の御祭神もお祭りしてゐる。対馬丸で沖繩から鹿児島への疎開中、潜水艦に撃沈された小学校女子児童の方も含まれてゐる。樺太の真岡で最後の通信をした女子電話交換手の方も含まれてゐる。ですから、私は国の犠牲になつたこ

うした方々が祭られてもいいと思つてゐる。ただ、このことは今の法律からいふと政教分離という原則がございまして、ですから、このことを政府にお尋ねし、またお願いすることは遠慮をいたしま

す。そこでお願いしたいのは、政府として、こうした戦争犠牲者というものを、八月十五日に日本武道館でもつて追悼式を行つておられます。全国戦没者追悼式でございまして、この中において今言われた一般戦災死没者をどのように扱つてゐるか、この点をお聞きしたいと思つてゐる。厚生省、お見えになつて聞いてね。

○新飯田説明員 お答え申し上げます。全国戦没者追悼式におきましては、内地におい

て亡くなった一般戦災死没者につきましても対象としております。

○佐藤(信)委員 私、実は議員になってから、毎年八月十五日にはお参りというか参加して行っているからわかっていのであります。その中で、実はお願いして少しずつ改善はされておりますが、御存じのように献花をいたしますね。

その前にまず言いたいことは、全国からいろいろな方が集まっている。いわゆる遺族会代表というか、戦死者の方は遺族席というのがちゃんとあります。それで、戦災遺族者、先ほど申し上げたように日本戦災遺族会の関係者の方々とというのは一階には席がないのです。二階の方に来賓席としてくる。来賓じゃないと思うのです、遺族なんですから。だから、どうしてそこでもって一緒に扱っていないのだからか。

また、今申したように献花という場合に、来賓者として内閣総理大臣、衆参の議長さん、最高裁判所、厚生大臣、そして各政党の代表者、そしてまた各界代表ということで日本商工会議所会頭だとか日本学術会議会長、ずっとあるのですね、労働組合代表、そして日本遺族会会長という方が献花されて、そして各都道府県の代表に移るのです。六人ずつ前に出て献花される。あの中に一般戦災死没者の遺族も入っているというふうにお聞きしているのですが、そのことは本当でしようか、今私が言ったことは間違っているでしようか、その点を確認したいと思ひます。

○新飯田説明員 お答え申し上げます。

今おっしゃったように、一般戦災死没者の代表の方も献花に参加していただいております。

○佐藤(信)委員 そこで、含まれているとおっしゃるのですが、参列してみても、どうもそこがはつきりしないのです。私が今申したように、空爆死の方が含まれているという、その中には戦闘員と非戦闘員が混在しているわけですね。遺族の気持ちから見れば、式典の趣旨が平和を祈念するのですからみんなもちろん平和を祈っていることは間違いないと思いますが、特に非戦闘員を亡くされた方々

の平和を思う気持ちはひとしおのものがあると思ふのです。

そこで私は、従来の式典実施要綱というものの、この中で一般戦災死没者を特筆して、そしてはつきりとしていただきたい、こう思うのです。政府として再検討されるお考えがあるかどうか。また、あれば一体どのようなお考えをお持ちしているか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○新飯田説明員 お答え申し上げます。

御趣旨を十分に踏まえまして、総理府との協議のほか、関係者とも相談しながら、献花を行う遺族代表者の増員などを検討してまいりたいと思ひます。

○佐藤(信)委員 その点、ひとつよろしくお願いいたします。

そこで本論に入りますが、平和祈念事業特別基金等に関する法律案、この提出の趣旨は先ほど官房長官から御説明がありました。そして今、私自身がいっているお聞きした中において、多分お聞きになっている皆様方も、自分たち、私たちは、戦争犠牲の中において大事なものであるか、どうも無関心だったなというお気持ちの方もいられるだろうと私は思ふのです。私が申し上げたいのは、この出された法案、この中において私が申したようなことがどのように反映しているだろうか。また事実、今私がお聞きして皆様方がお感じになったように、一般戦災死没者の処遇、慰霊が不十分だったとお思ひださうと思ふのです。ですから私は、今度の法案でどこに一体こうした人たちの慰藉、慰霊というものが触れてあるだろうかと実は一生懸命読ませてもらったのです。

この法案の第三条「目的」というところに、「平和祈念事業特別基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする」とあります。この文言を読み、そしてまた二十七条というところに「業務」の規定がございます。その中に、「基金は、第三条

の目的を達成するため、次の業務を行う。」「一 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。」「二 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。」「三 関係者の労苦に關し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会」云々とあるわけですね。だからこの第三条と二十七条からいうと、当然一般戦災死没者の方も、この平和祈念事業特別基金というものを創立させて運営委員会ができて十人の委員さん、そのときに入るのだから、私は実はこういうふうに思ふのです。いかがですか。

○平野政府委員 ただいま御審議をいただいております平和祈念事業特別基金等に関する法律案、この法律案に基づいて設立をお願いいたしております特別基金、ただいま先生のおっしゃったとおりでございます。この基金ができる経緯につきましては、先ほど官房長官からお話ございました。結果として、五十九年十二月に出された戦後処理の報告に沿っているいろいろなことを検討調査した過程においてやはりそういうことを随分議論されたというふうに私も承知をいたしております。

いわゆる戦後処理問題というのは、これも既に先生御承知のとおりでございますけれども、いわゆる恩給資格者の問題あるいは戦後強制抑留者という問題と申しますか、いわゆるシベリア抑留者の問題、さらには引揚者と申しますか在外財産の問題、こういう問題を中心とした基金をつくらうということでございますが、ただいま先生もおっしゃいましたとおり、この基金の目的あるいはその業務、例えば労苦に関する資料の収集とかあるいは記録の出版、そういう観点、あるいは目的にも出ております。今次大戦における戦争犠牲による云々、こういうような規定から見れば、先生の御指摘のいわゆる一般戦災死没者、こういうことにつきましても私も十分考えていかなければいけない問題ではないか、このように考えておるところでございます。

○佐藤(信)委員 私が言いたいのは、今言われたように戦後処理問題懇談会報告に基づいてこの法案ができた。冒頭述べたように、戦争犠牲者といったら物すごく範囲があるのです。私は、どれをやつてどれをやらなくていいと言っているのじゃないのです。その中において、もちろんシベリアでもって御苦勞された方々、そして団体としては、慰藉の気持ちというものを何らかの格好であらわしてくれ、こういう要求をされているのです。それで、今度の法律には形でもってあらわすとして。また、恩給資格者の方々、これも戦争犠牲者としてどうも理解しにくいような不平等を生じていると思ふのです。ですから、この人たちに對しても当然我々は報いなければいけない。しかし、その報い方というものは、今の団体の要求は形とか物質面を言っているのです。ところが、私が申し上げたいのは、一億総犠牲者という中において、どうも戦後四十有余年何か忘れられている。確かに戦争のあの空襲の悲惨さというのを知っているのは、若い人でも四十三年前に小学生くらいでなければわかりません。私がなぜこれだけ言うかという、私自身、昭和二十五年五月二十五日、東京の今の新宿区で空襲に遭つた。まさに九死に一生を得た、こんな気持ちなんです。そのときちよつと運が悪ければ直撃弾、一分間逃げおくれいたら黒焦げになって死体もわからなかつただろう、こう実は思ふのです。それでこの問題を申し上げているのです。

そういうことで、戦災遺族の方々に聞いてみると、今さら実態もつかめないし、みんな数もわからないのですから補償というようなことは言えないのだ。先ほど申した日本戦災遺族会、この会の目的でも慰霊ということを中心と言っているのだ。ですから、慰藉の方法でも物質的な面でも慰藉してくれというのもあるし精神的なものもあるのだ。そうして、しかもこうした一般戦災死没者というものを私たちは永遠に忘れてはいけないのだ。それで、今申し上げた目的、事業の中にあるじや

ないか、資料を収集する。資料収集の中には、先ほど申したように長崎とか広島のように死没者の氏名が判明するかも知れない、そしてまた悲惨な記録というものを残してもらいたい、このことが大事だと思つて申し上げて、今またそのような御答弁をいただいたのです。

そこで、最後にお聞きして私の質問を終わりますが、そういうことになると第一条の「この法律は、云々という中で、今申されたようにシベリアの抑留者、恩欠の方、引揚者等（以下「関係者」という。）とありますが、この関係者の中に一般戦災死没者が入っている、こういうことが言えますね、それだけお聞きして終わりたいと思ひます。

○平野政府委員 先生からのお話がございましたとおり、確かにこの基金は今次大戦における戦争犠牲性ということに対する慰籍の念を示す事業を行うということでございます。そういう意味におきまして、この「等」の中に一般戦災死没者も広い意味では含まれるものというふうに考えられると思つております。

○佐藤（信）委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○宮下委員長代理 次回は、来る二十六日火曜日午前十時十分理事会、午前十二時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律（昭和六十二年法律第五号。以下「弔慰金法」という。）第二条第一項に規定する弔慰金又は見舞金（以下「特定弔慰金等」という。）の支給のための裁定、その支給の方法その他その支給の実施に関

し必要な事項を規定するものとする。

（支給のための裁定等）

第二条 特定弔慰金の支給は、弔慰金法第二条第一項に規定する戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にあるもの又はその戦傷病者の遺族としてそれぞれ政令で定める者に對し、政令で定めるところにより、これを行う。

2 特定弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

3 前項の規定による裁定の権限は、政令で定めるところにより、日本赤十字社にこれを委任することが出来る。

（請求期限）

第三条 前条第二項の請求は、昭和六十八年三月三十一日までに行わなければならない。

2 前項の期間内に前条第二項の請求をしなかつた者には、特定弔慰金等は、これを支給しない。

（特定弔慰金等の額及び記名国債の交付）

第四条 特定弔慰金等の額は、戦没者等又は戦傷病者一人につき二百万円とし、記名国債をもつて交付する。

2 政府は、前項の規定により交付する国債については、その償還の請求を受けたときは、直ちにその額面全額の償還をしなければならない。

3 前項の償還の請求は、昭和七十年三月三十一日までに行わなければならない。

4 第一項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

5 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

6 この法律に定めるもののほか、第四項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（代理受領等）

第五条 日本赤十字社は、前条第一項に規定する国債については、総理府令で定めるところにより、特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する

者の委任を受けて、その交付を受け、これを保管し、その償還の請求をし、及び償還金を受領するものとする。

2 政府は、前条第一項に規定する国債については、前項の委任を受けた日本赤十字社以外の者に對し、これを交付し、又はその償還をするこ

とができない。

（政令への委任）

第六条 特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する者の死亡による権利の承継及びその相続人の一人がする行為又はその一人に對してする行為の効力並びに特定弔慰金等の支給を受ける権利及び第四条第四項の規定により発行する国債の譲渡等の処分については、政令で定める。

（業務の監督）

第七条 内閣総理大臣は、第二条第三項の規定により委任した場合において、この法律に基づいてする日本赤十字社の業務に関し必要があると認めるときは、厚生大臣に對し、日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十六条から第三十八条までの規定による措置をとることを求めることができる。

（総理府令への委任）

第八条 この法律に特別の規定がある場合を除き、この法律を施行するための手続その他その施行について必要な細則は、総理府令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国債の発行の日）

2 第四条第四項に規定する国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日とする。

（総理府設置法の一部改正）

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律（昭和六十二年法律第五号）及び特定弔慰金等の支給の実施に関する法律（昭和六十三年法律第一号）の施行に関すること。

理由

人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律（昭和六十二年法律第五号）第二条第一項に規定する弔慰金又は見舞金の支給を実施するため、その支給のための裁定、その支給の方法その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案
平和祈念事業特別基金等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 平和祈念事業特別基金

第一節 総則（第三条―第九条）

第二節 設立（第十条―第十四条）

第三節 管理（第十五条―第二十六条）

第四節 業務（第二十七条―第二十八条）

第五節 財務及び会計（第二十九条―第三十条）

第六節 監督（第三十九条・第四十条）

第七節 雑則（第四十一条―第四十二条）

第三章 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

等

第一節 慰労品の贈呈（第四十三条）

第二節 慰労金の支給（第四十四条―第五十条）

第五節 雑則（第五十六条）

第四章 罰則（第五十七条―第五十九条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に關連する年金たる給付を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等（以下「関係者」という。）の戦争犠牲性による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金の制度を確立し、及び戦後強制抑留者に対する慰勞品の贈呈等を行うことに關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものをいう。

第二章 平和祈念事業特別基金

第一節 総則

(目的)

第三条 平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第四条 基金は、法人とする。

(数)

第五条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第六条 基金の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつ

たときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)

第七条 基金は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條及び第五十條の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第十条 基金を設立するには、学識経験を有する者五人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第十一条 発起人は、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第十二条 内閣総理大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するにふさわしい事業を適切に行うことが確実であると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により認可をし、たときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、それぞれ第十八条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十三条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、第六条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第十五条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 役員に關する事項

五 運営委員會に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 財務及び會計に關する事項

八 定款の変更に關する事項

九 公告の方法

2 基金の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十六条 基金に、役員として、理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十七条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十八条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十九条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十一条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれ任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員たるに不適当だと認めるときは、この役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと

認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員・の兼職禁止)

第二十二條 役員(非常勤の理事を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十三條 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(運営委員会)

第二十四條 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員十人以上以内で組織する。

3 委員は、基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 第十九条並びに第二十一条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(職員の任命)

第二十五條 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十六條 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第二十七條 基金は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

二 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。

三 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第三条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 基金は、前項に掲げる業務のほか、第四十三

条第二項に規定する慰労の事務及び第五十五条第一項に規定する審査等の事務を行う。

3 基金は、第一項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十八條 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第二十九條 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十條 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第三十一條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項及び第三項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 基金は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二條 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十三條 基金は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(運用資金)

第三十四條 基金は、第二十七條第一項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設け、第六條第一項及び第二項の規定により出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

(運用資金及び余裕金の運用)

第三十五條 基金は、次の方法によるほか、前条の運用資金(以下「運用資金」という。)及び業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他内閣総理大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

(財産の処分の制限)

第三十六條 基金は、総理府令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十七條 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第三十八條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六節 監督

(監督)

第三十九條 基金は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第四十條 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 雑則

(解散)

第四十一條 基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十二條 内閣総理大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十七條第三項、第二十八條第一項、第三十條、第三十三條又は第三十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十六條又は第三十八條の規定により總理府令を定めようとするとき。

三 第三十一條第一項又は第三十七條の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十五條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第三章 戦後強制抑留者に対する慰勞品の贈呈等

第一節 慰勞品の贈呈

第四十三條 内閣總理大臣は、戦後強制抑留者又はその遺族に總理府令で定める品を贈ることに

よりこれらの者を慰勞するものとする。

2 内閣總理大臣は、前章の規定により基金が設立されたときは、基金に、前項の慰勞の事務を行わせるものとする。

第二節 慰勞金の支給

(慰勞金の支給)

第四十四條 戦後強制抑留者又は昭和六十三年七月三十一日以前に死亡した戦後強制抑留者(以下「死亡者」という。)の遺族で、同年八月一日において日本の国籍を有するものには、前条第一項の慰勞品を贈るほか、慰勞金を支給する。

ただし、同日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者若しくは同日以前においてその権利を有した者又はこれらの者の遺族(その権利を有する者又はその権利を有した者が死亡者の遺族であるときは、当該死亡者の他の遺族を含む。)については、この限りでない。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)その他の恩給に関する法令の規定による年金たる恩給(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十二條第一項ただし書の規定による傷病賜金を含む。)

で、当該年金たる恩給の給付事由が第二條に規定する地域において強制抑留されていた期

間(以下この項において「抑留期間」という。)内に負傷し、若しくは疾病にかかったことにより生じたもの又は抑留期間が当該年金たる恩給の基礎在職年に算入されているもの

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の規定による障害年金、障害一時金、遺族年金又は遺族給付金で、当該給付の支給事由が抑留期間内に発した負傷又は疾病により生じたもの

三 退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づき退職年金又は遺族年金(昭和六十三年七月三十一日において退職したとしたならば抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づき支給されることとなる退職年金を含む。)

2 慰勞金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣總理大臣が行う。

3 前項の請求は、總理府令で定めるところにより、昭和六十八年三月三十一日(死亡者の死亡の事実が判明した日が昭和六十四年四月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日から起算して四年を経過する日)までに行わなければならない。

4 前項の期間内に慰勞金の支給を請求しなかつた者には、慰勞金は、支給しない。

(慰勞金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四十五條 慰勞金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和六十三年七月三十一日以前に、死亡者の二親等内の血族(以下この項において「近親者」という。)

以外の者の配偶者となつた者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年八月一日において当該養子である者を除き、子、孫又は兄弟姉妹については、死亡者の死亡の日以後同年

七月三十一日以前に離縁によつて死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年八月一日において近親者以外の者の養子となつてゐる者を除く。

2 死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子で、昭和六十三年八月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したものは、同月一日において日本の国籍を有していたものとみなす。

(慰勞金の支給を受けるべき遺族の順位等)

第四十六條 慰勞金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の日においてその死亡者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養祖父母を先にし、実祖父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

2 前項の規定により慰勞金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和六十三年八月一日(死亡者の死亡の事実が判明した日が同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日)以後引き続き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がいないときは、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を慰勞金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 慰勞金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした慰勞金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした慰勞金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(慰勞金の額及び記名国債の交付)

第四十七條 慰勞金の額は、十万円(遺族に支給する慰勞金にあつては、死亡者一人につき十万円)とし、二年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 この法律に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(慰勞金に係る権利の承継)

第四十八條 慰勞金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に慰勞金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該慰勞金の支給を請求することができる。

2 第四十六條第三項の規定は、次の場合について準用する。

一 前項の規定による請求に基づいて慰勞金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合

二 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が二人以上ある場合において、当該国債の記名者の死亡前に支払うべきであつた当該国債の償還金の請求若しくはその支払をし、又は当該国債の記名変更の請求若しくはその記名変更をするとき。

(異議申立期間)

第四十九條 慰勞金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五條の期間は、その処分

の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査

法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第五十条 慰労金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第五十一条 慰労金の支給を受ける権利及び第四十七条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含め)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第五十二条 慰労金には、所得税を課さない。

2 慰労金に関する書類及び第四十七条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第五十三条 第四十七条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(慰労金の返還)

第五十四条 不実の申請その他不正の手段により第四十七条第一項に規定する国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取得権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(審査等の事務の取扱)

第五十五条 内閣総理大臣は、前章の規定により基金が設立されたときは、基金に、第四十四条第二項の認定に関する事務のうち、慰労金の支給の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務(次項において「審査等の事務」という。)を行わせるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査等の事務を行わせるときは、基金が審査等の事務を開始する日及び審査等の事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

第三節 雑則

(総理府令への委任)

第五十六条 この法律に特別の規定がある場合を除き、この章の規定の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第五十七条 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
三 第二十七条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
四 第三十五条の規定に違反して運用資金又は業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十九条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第五十九条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第二項、第三章及び次条の規定は、昭和六十三年八月一日から施行する。

(国債の発行の日)

第二条 第四十七条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日とする。

(政府の出資)

第三条 政府は、第二十七条第一項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、昭和六十三年年度から五年度を目途として、第六条第一項及び第二項の規定により出資される金額が二百億円となるまで、基金に出資するものとする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に平和祈念事業特別基金という名称を使用している者については、第七條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 基金の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第六条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表負債整理組合の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第 号)
------------	--------------------------------

(法人税法の一部改正)

の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第 号)
------------	--------------------------------

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第 号)
------------	--------------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第 号)
------------	--------------------------------

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の四第一項第三号中「及び自動車安全運転センター」を、「自動車安全運転センター及び平和祈念事業特別基金」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第四十条第六号を第六号の二とし、同号の前に次の一号を加える。
六 平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に
関すること。

理由
今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため平和祈念事業特別基金を設立し、関係者の芳名について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行はせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、被抑留者及び帰国前に死亡した被抑留者又は帰国後に死亡した被抑留者の遺族に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被抑留者」とは、昭和二十年八月十五日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦その他政令で定める地域において抑留された戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)第二条に規定する軍人軍属その他の者(自己の意思により帰国しなかつたと認められる者を除く。)をいう。

(特別給付金の支給)

第三条 被抑留者又は帰国前に死亡した被抑留者若しくは帰国後昭和六十二年八月一日前に死亡した被抑留者の遺族で、同日において日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けるようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

3 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和六十七年三月三十一日(帰国前に死亡した被抑留者又は帰国後昭和六十二年八月一日前に死亡した被抑留者)(以下「死亡被抑留者」)

と総称する。)の死亡の事実が判明した日が昭和六十四年四月二日以後であるときは、死亡の事実が判明した日から起算して三年を経過する日)までに行わなければならない。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しなかつた者には、特別給付金は、支給しない。

(特別給付金の支給を受けるべき遺族の範囲)
第四条 特別給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡被抑留者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、及び父母とする。ただし、配偶者については、死亡被抑留者の死亡の日以後昭和六十二年七月三十一日以前に、死亡被抑留者の二親等内の血族(以下この項において「近親者」という)以外の者の配偶者となつた者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年八月一日において当該養子である者を除き、子については、死亡被抑留者の死亡の日以後同年七月三十一日以前に離縁によつて死亡被抑留者との当該親族関係が終了した者及び同年八月一日において近親者以外の者の養子となつてゐる者を除く。

2 死亡被抑留者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡被抑留者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子で、昭和六十二年八月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したものは、同年同月一日において日本の国籍を有していたものとみなす。

(特別給付金の支給を受けるべき遺族の順位等)
第五条 特別給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母の順序による。ただし、父母については、死亡被抑留者の死亡の日においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもの(死亡被抑留者の死亡の日においてその者が抑留されていなかったならば、これらの条件に該当していたものと認められるものを含む。)を先にし、同順位の父母

については、養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の規定により特別給付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和六十二年八月一日(死亡被抑留者の死亡の事実が判明した日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日)以後引き続き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者(その

の次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を特別給付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 特別給付金の支給を受けるべき同順位者の遺族が二人以上あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(特別給付金の額)
第六条 被抑留者に支給する特別給付金の額は、その者の帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

帰国の時期	特別給付金の額	死亡の時期	特別給付金の額
昭和二十一年十二月三十一日以前	五〇〇,〇〇〇円	昭和二十一年十二月三十一日以前	三五〇,〇〇〇円
昭和二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	六五〇,〇〇〇円	昭和二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	四四五,〇〇〇円
昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで	八〇〇,〇〇〇円	昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで	五六〇,〇〇〇円
昭和二十四年一月一日以降	一,〇〇〇,〇〇〇円	昭和二十四年一月一日以降	七〇〇,〇〇〇円

3 帰国後に死亡した被抑留者の遺族に支給する特別給付金の額は、その者に係る帰国後に死亡した被抑留者一人につきその帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

帰国の時期	特別給付金の額
昭和二十一年十二月三十一日以前	三五〇,〇〇〇円
昭和二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	四四五,〇〇〇円
昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで	五六〇,〇〇〇円
昭和二十四年一月一日以降	七〇〇,〇〇〇円

(特別給付金の支払の時期)
第七条 特別給付金は、第三条第二項の請求があ

つた日から三年以内に支払うものとする。ただし、当該請求をした者が被抑留者であり、かつ、高齢である場合には、できる限り速やかに支払わなければならない。

(特別給付金に係る権利の承継)

第八条 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

2 第五条第三項の規定は、前項の規定による請求に基づいて特別給付金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

(異議申立期間)

第九条 特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第十条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、第六条第一項の特別給付金の支給を受ける権利については、その権利を有する被抑留者が、その請求前に、その者の配偶者、子又は父母で同項の特別給付金の支給を受ける権利を有するものに譲渡する場合は、この限りでない。

(差押えの禁止)

第十一条 特別給付金の支給を受ける権利は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第十二条 特別給付金には、所得税を課さない。(特別給付金の支払に関する事務)

第十三条 特別給付金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第十四条 この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長にその一部を委任することができる。

2 第九条の規定は、前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるものとする。

(総理府令への委任)

第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)」を、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)及び被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律(昭和六十三年法律第号)」に改める。

理 由

被抑留者及び帰国前に死亡した被抑留者又は帰国後に死亡した被抑留者の遺族に対し、その労苦に報いるため、特別給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約二千七百十二億円の見込みである。